

川西市防犯カメラ設置事業補助金 募集要領

令和4年度

【受付期間】令和4年4月18日(月)～12月28日(水)



川 西 市

1. 補助金の目的

防犯カメラを設置（更新）しようとする地域活動団体に対し、その設置費用の一部を補助することにより、防犯カメラの普及を促進し、市民にとって安全で安心なまちづくりの実現を図ります。

2. 用語の定義

地域活動団体とは、自治会、コミュニティ組織、自主防災組織等、一定の地域を基盤に活動を行う団体で、以下に掲げるすべての要件を満たす団体をいう。

- ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- ② 活動を行う地域の多数の世帯及び住民で構成されていること。
- ③ 活動を行う地域の世帯及び住民が自由に加入できること。
- ④ 規約及び代表者を決めていること。

3. 事業の内容

(1) 補助要件

補助金の交付対象は、次に掲げる要件をすべて満たす地域活動団体とします。

- ① 兵庫県防犯カメラ設置補助事業（以下、「県補助事業」という。）募集要綱の要件を満たし、応募していること。ただし、県又は市が過去に補助した同一箇所に設置する場合は、前回の交付決定日から5年以上が経過していることを条件とし、県補助事業への応募は必須としません。
- ② 防犯カメラの設置及び維持管理について地域の合意が形成されていること。
- ③ 防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可を得ていること。
- ④ 防犯カメラを設置することによって、道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可を受けていること。

(2) 補助対象箇所

- ① 県補助事業に応募する箇所・・・県補助事業の募集要項の要件を満たし、過去に県の補助を受けていない箇所に限ります。
- ② 既設分を更新する箇所・・・過去に県又は市の補助金の交付を受けて設置した同一箇所に設置しようとする場合で、前回の交付決定日から5年以上経過し、かつ、本年度の県補助事業の募集要項の要件を満たしていることを条件とします。県補助事業への応募は必須としません。

(3) 補助対象事業

- ① 県補助事業に応募する場合・・・県補助事業の応募書類を市に提出した日から令和5年3月31日の間に設置・完了する事業。ただし、県による交付決定の日以前に事業を実施する場合は、事業の事前着手について県からの許可が必要です。
- ② 既設分を更新する場合・・・市の交付決定日から令和5年3月31日の間に設置・完了する事業。

(4) 補助対象機器

補助の対象となる機器は、それぞれの機器において、以下に掲げるすべての機能を満たしたことが条件です。

① カメラ

- ア カメラの有効画素数が38万画素以上であること。
- イ カラー画像であること。
- ウ 作動時間が1日24時間であること。
- エ 夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度 0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること。
- オ 屋外用として使用できる防雨性能があること。

② レコーダー

- ア 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。
- イ 記録間隔が1秒間に4画面（4FPS）以上であること。
- ウ 38万画素（720×480画素）以上での記録ができること。
- エ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。

(5) 補助対象経費

犯罪予防を目的として公道等に常設し、映像の撮影や、記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）及び防犯カメラ設置を明示する告示板の購入並びに設置工事に要する経費

(6) 補助対象外経費

- ① 既存設備の撤去に要する経費
- ② 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- ③ 防犯カメラシステム維持管理（賃貸費を含む）に要する経費
- ④ 事業費が6万円を下回る防犯カメラの設置事業

(7) 告示板の掲出

防犯カメラ設置場所に、防犯カメラで撮影している旨を表示する告示板を明確かつ適切な方法で表示すること。

(8) 地域安全マップの作成（県補助事業に応募する場合のみ）

応募団体が危険箇所（防犯カメラ設置場所）について検討した結果を示す図面（地域安全マップ）を作成していること。

(9) 地域の合意

防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。

(10) 設置の許可

- ① 防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。
- ② 道路や公園等に設置する場合は、道路交通法その他の法令に基づく管理者の許可を得ること。

(11) 防犯カメラ等管理運用規程の制定

以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規程が定められていること。

- ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
- ② 撮影していることの明示
- ③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法
- ④ 記録した映像の利用・提供の制限
- ⑤ 苦情処理対応
- ⑥ その他防犯カメラの運用に関すること

(12) 記録した映像の漏洩防止措置

以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。

- ① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。
- ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。

(13) 撮影場所

以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。

- ① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。
- ② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。
- ③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。
- ④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。

4. 補助金額

(1) 補助金額

補助金の額は、予算の範囲内において、次のとおり決定することとし、いずれの場合も、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

- (1) 県補助事業による補助金交付の採択を受けた団体
⇒対象経費から県補助金額を差し引いた残額の2分の1とし、
上限は6万円とします。
- (2) 県補助事業による補助金交付が不採択となった団体又は過去に兵庫県又は市の補助金の交付を受けて設置した防犯カメラを更新しようとする団体
⇒対象経費の2分の1とし、上限は6万円とします。

【例】

(新規設置の場合)

- ・ 対象経費が30万円で、県補助事業の採択を受け補助金(6万円)が支払われる場合
 $30\text{万円} - \text{県補助金}6\text{万円} = 24\text{万円}$ $24\text{万円} \times 1/2 = 12\text{万円}$
となり、補助金上限額(6万円)を上回るため、市補助金交付額は6万円となります。
- ・ 対象経費が16万円で、県補助事業の採択を受け補助金(6万円)が支払われる場合
 $16\text{万円} - \text{県補助金}6\text{万円} = 10\text{万円}$ $10\text{万円} \times 1/2 = 5\text{万円}$
となり、補助金上限額(6万円)を下回るため、市補助金交付額は5万円となります。
- ・ 対象経費が30万円で、県補助事業が不採択となった場合
 $30\text{万円} - \text{県補助金}0\text{円} = 30\text{万円}$ $30\text{万円} \times 1/2 = 15\text{万円}$
となり、補助金上限額(6万円)を上回るため、市補助金交付額は6万円となります。

(更新設置の場合)

- ・ 対象経費が20万円で、過去に補助金の交付を受けた箇所を更新する場合
 $20\text{万円} \times 1/2 = 10\text{万円}$
となり、補助金上限額(6万円)を上回るため、市補助金交付額は6万円となります。

5. 応募について

(1) 募集期間

令和4年4月18日（月）から12月28日（水）まで

(2) 応募方法

補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる必要書類を添えて、生活相談課（市役所2階1番）に提出してください。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 見積書の写し（設置にかかる費用の総額を記載したもの）
- (3) 仕様書の写し（補助要件の機能を有することがわかるもの）
- (4) 写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの）
- (5) 防犯カメラ等管理運用規程
- (6) 道路占有許可書等防犯カメラの設置に必要となる許可書等の写し
- (7) 地域合意書及び維持管理誓約書
- (8) 防犯カメラ設置に伴う地域の合意が形成されていることを示す書類（総会資料等）
- (9) 応募団体規約の写し
- (10) 応募団体役員名簿の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

6. その他留意事項

(1) 工事の施工について

補助金交付決定後、令和5年3月31日までに防犯カメラ設置工事を完了させてください。

(2) 実績報告書の提出について

事業完了後20日以内（県補助事業に応募し、事業の事前着手について兵庫県の承認を得た事業については、市交付決定の日から起算して20日以内）又は令和5年4月20日（木）までのいずれか早い日に、補助事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げた書類を添えて提出していただきます。

- (1) 防犯カメラ設置報告書（様式第5号）
- (2) 防犯カメラの購入及び取付工事に要した費用にかかる領収書の写し
- (3) 防犯カメラ及び告示板の設置状況が確認できる写真並びに防犯カメラによる撮影画像の静止画を含めた、防犯カメラ設置後の現況写真
- (4) 収支決算書（様式第6号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

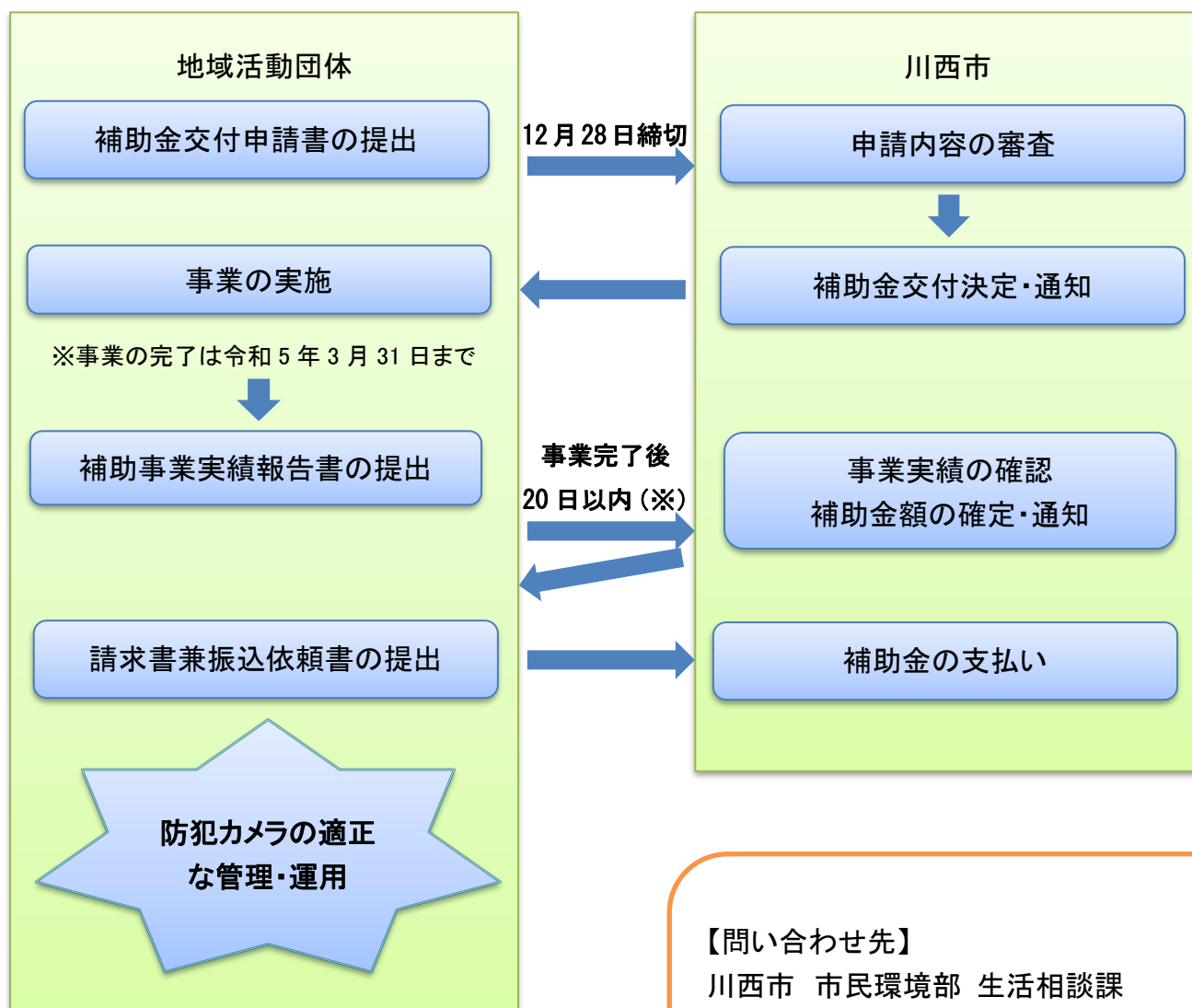
(3) 補助金の支払いについて

実績報告書の確認を行い、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合、補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により通知しますので、補助金請求書兼振込依頼書（様式第8号）を提出していただきます。後日、請求書に基づき指定口座へ振り込みます。

(4) 防犯カメラの撤去について

補助金の対象となった防犯カメラは、設置後5年間は撤去しないでください。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではありません。

7. 事業の流れ



(※) 県補助事業に応募し、事業の事前着手について兵庫県の承認を得た事業については、市交付決定の日から起算して20日以内

【問い合わせ先】

川西市 市民環境部 生活相談課
〒666-8501 川西市中央町12番1号
TEL:072-740-1333 FAX:072-740-1168
E-Mail:kawa0178@city.kawanishi.lg.jp